明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十二日付第一〇三号六
◉付録　四月官報目録一六ページ
四ページ●同日付政府調達第八五号六四ページ

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市新庄一丁目七六六番地、最後の住所大阪府東大阪市新庄一丁目六番二号　被相続人　亡　木村　周次

右被相続人は平成二十六年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年四月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十二日

愛知県名古屋市中区金山一丁目四番二号　アーバンラフレ金山一三〇七

限定承認者　岡本　幸世

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル五階弁護士法人近畿中央法律事務所　右代理人弁護士　川本　真聖

中九州風力発電所設置事業に係る対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告します。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　中川　隆久

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一五階

二、対象事業の名称、種類及び規模

中九州風力発電所設置事業

風力発電事業

出力　一六、〇〇〇キロワット

（風車　二、〇〇〇キロワット　八基）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を合同会社ＪＲＥ中九州風力へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

合同会社ＪＲＥ中九州風力

代表社員　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

職務執行者　中川　隆久

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一五階

平成二十六年五月十二日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一五階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　中川　隆久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億六千五百万円減少し、金二億三千四百三十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月十三日であり、社員総会の決議は平成二十六年五月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二十一日

掲載頁　八十九頁（号外第二三七号）

平成二十六年五月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　ユーディーエイチ特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年十一月二十二日付け官報の号外第二五二号七十四頁に掲載されています。

平成二十六年五月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　イスタンブールアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年二月六日付け官報の号外第二十四号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年五月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　グラスゴーアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年五月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　カラチアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額十二億一千万円を六億五千万円減少して五億六千万円とし、発行済優先出資総口数二万四千二百口を一口に対して金五万円をもって一万三千口有償消却して一万一千二百口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十七日

掲載頁　一五二頁（号外第一三七号）

平成二十六年五月十二日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号　日野特定目的会社

取締役　三品　貴仙

訂正公告

平成二十六年五月一日（号外第九十七号）掲載の旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、株式会社オズインターナショナルの「⑨450万円」とあるは「⑨750万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年五月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　菊間　潤吾

訂正公告

平成二十六年五月一日（号外第九十七号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、「一、死亡者の本籍及び氏名」欄に「本籍不詳　山中園子」を追加して訂正します。

平成二十六年五月十二日

兵庫県西宮市馬場町二番一五号　西蓮寺住職　貴田　賢次

正誤

ページ	段	行	誤	正
四五下	一	終りから一一	プロラグム	プログラム
四七上	一	終りから一一	クレーン科項中	クレーン科の項中
四九上	二	二	過去五年以内	過去五年以内に
四三下	一	終りから一七	放射線物質対処特措法	放射性物質汚染対処特措法
七下		八	二〇四番一まで	二〇四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

平成二十六年四月三十日（号外第九十六号）掲載の相続財産管理人弁護士服部誠に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中

（印刷誤り）

一三四ページ三段目二十行目の「被相続人　亡　伊藤　まそ」とあるは「被相続人　亡　伊藤　まそ」の誤り。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）